

入札監理小委員会における審議結果報告 「国立新美術館アートライブラリー運営業務」

「国立新美術館アートライブラリー運営業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

独立行政法人国立美術館が運営する国立新美術館（以下、「新美術館」という。）内に設置された美術に関する専門図書室アートライブラリーにおいて、多様な美術資料の受入・登録・保存、閲覧、書架・書庫管理等業務を行う

【閲覧業務】

- （1）アートライブラリーの管理
- （2）アートライブラリー閲覧カウンター業務
※蔵書の貸出は国立新美術館の職員のみ
- （3）記録・利用統計の作成 等

【登録業務】

- （1）図書、展覧会カタログ、逐次刊行物（電子ジャーナル等を含む）等資料の登録・装備・整理・所蔵チェック
- （2）書誌、所蔵等データの修正作業
- （3）装備の修正作業 等

○事業目的

新美術館が掲げる「情報資料の収集・公開を通じて人と芸術をつなぐ美術館」の理念に即したアートライブラリーの運営を行うこと

○事業期間

令和 8 年 4 月～令和 11 年 3 月までの 3 年間

○実施施設

所在地 東京都港区六本木 7-22-2

敷地面積 計 29,997 m²

アートライブラリー（美術館 3 階、閲覧室及び開架書庫）延床面積：207 m²

アートライブラリー別館閲覧室（別館 1 階）延床面積：86 m²

（2）選定の経緯

競争性の確保に課題（一者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）別表において市場化テストの対象に選定された。審議対象となる今期が市場化テスト 1 期目である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格要件の緩和（資料 2－2 7/56 頁）

美術に関する専門図書館の運營業務を 3 年以上継続して同一委託者から請け負った実績を有することとしていたが、同一委託者の条件を廃止し、通算 3 年以上に要件を緩和した。

(※) パブリックコメントの意見を踏まえ、美術に関する専門図書館のほか、「一般利用のある美術系大学の図書館」の運營業務も実績対象であることを明記した。

(2) 入札手続きの見直し及び入札説明会の実施（資料 2－2 8/56 頁）

- ・入札公告期間について、これまでの 20 日から 40 日に延長する。
- ・従来実施していなかった入札説明会及び現場説明会を、新たに実施する。

＜前回日程＞

＜今回日程（案）＞

令和 4 年 12 月 6 日 入札公告

令和 7 年 11 月上旬 入札公告

※仕様書の交付は 12 月 26 日まで

令和 5 年 1 月 10 日 落札者決定・契約

令和 8 年 12 月下旬 落札者決定・契約

令和 5 年 4 月 1 日 次期事業運用開始

令和 8 年 4 月 1 日 次期事業運用開始

(3) 閲覧資料の充実（資料 2－2 10/56 頁）

市場化テスト前は契約後に開示していた下記資料について、入札公告後、入札に参加する予定の者からの要望に応じ開示することとした。

- ・新美術館が作成するマニュアル（登録業務、装備方法等。個人情報を含むものを除く。）
- ・過去の業務請負契約書（個人情報を除く。）
- ・利用者からの主な質問及び 1 か月毎の対応件数を集計した表
- ・国立情報学研究所 NACSIS-CAT/ILL 目録システムコーディングマニュアル、国立情報学研究所 NACSIS-CAT/ILL 目録システム利用マニュアル

(4) 従来の実施状況等に関する情報開示（資料 2－2 51/56 頁）

市場化テスト前は不開示であった従来の実施状況について、「実施に要した経費、人員、施設・備品、目標の達成の程度、実施方法等」を開示。また、これまで 1 年度分のみ開示していた登録業務における登録実績については、複数年度分を開示することとした。

(5) 応札者拡大への取り組み

パブリックコメントの実施中に、以前本業務の仕様書を取得した会社等 17 社に対して、実施要項案の意見募集の声かけを行った。入札公告が開始された際は、独立行政法人国立美術館ホームページ及び電子入札システム並びに国立新美術館ホームページに掲載し、声かけや入札説明会の参加を呼びかけるなどして、事業の入札について周知を行う。

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

実施要項案のサービスの質の設定について、1.2.1 運營業務の質における③業務の的確性に対する評価指標及び要求水準を、「新美術館による新規書誌ローカルデータ確認後の修正作業の発生」が「5 件以内」と設定しているが、要求水準が高すぎるのではないかな。

【対応 1】

1.2.1 運營業務の質の見直しを行い、「明らかな又は重大な業務上の瑕疵による新規書誌ローカルデータの修正作業の発生」が「5 件以内」と修正した。

(資料 2－2 の P 5/56 P 54/56)

【論点 2】

実施要項案の 5 (2) 落札者の決定において、落札者となるべき者の入札価格によっては、「新美術館の定めるところに従い」調査を行うものとあるが、調査項目を明記すべきではないかな。

【対応 2】

調査を行う根拠規定に調査項目が明記されていることから、「独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第 25 条に従い」と根拠規定を明記し、調査項目が分かるように修正した。

(資料 2－2 の P 9/56)

【論点 3】

実施要項案の 8 (3) ⑬契約解除に伴う措置について、新美術館の責により本契約を解除された場合において、「新美術館の認定する評価額を落札者に支払うもの」とするのは、落札者にとって過度の負担を強いることになるのではないかな。また、保全に要する費用や原状回復に要する費用に関しても過度の負担を強いることになるのではないかな。

【対応 3】

新美術館の責により本契約を解除された場合は、「落札者が契約解除の日までに実施した本業務に係る金額を支払う。」と修正した。

また、保全に要する費用は、落札者の責により契約解除となった場合のみ、原状回復に要する費用は、「契約解除が新美術館の責による場合は新美術館負担、落札者の責による場合は落札者負担」と修正した。

(資料 2－2 の P 15/56)

5. パブリックコメントの対応について

国立新美術館において令和 7 年 8 月 13 日 (水) から令和 7 年 8 月 27 日 (水) までの 15 日間、パブリックコメントを実施したところ、1 者から 4 件の意見が寄せられ、実施要項や仕様書の一部表現を修正した。